

令和4年度三木町農業委員会総会 議事録

令和4年度三木町農業委員会総会 議事録

(会期) 1日間
(開催年月日) 令和4年5月24日
(会議時間) 13:30～14:40
(開催場所) 三木町防災センター3階 大ホール
(議題) 別紙のとおり

出席委員数 32名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1番	松田	隆雄	1番	市原	信夫
2番	香西	茂知	2番	三木	寛
3番	古市	哲	3番	岡	昌吾
4番	藤澤	勇一	4番	杉原	久雄
5番	鎌倉	茂雄	5番	戸井	康行
7番	川田	正憲	6番	寺尾	和俊
8番	鈴木	勤	7番	真鍋	守博
9番	小川	正則	8番	日笠	幸光
11番	高重	浩二	9番	藤本	逞
12番	白井	敏雄	10番	日笠	廣
13番	吉原	博	11番	岩部	茂徳
14番	中川	詰郎	13番	土居	智也
16番	岡田	久	14番	貞中	正明
17番	鎌倉	守	15番	貞任	秋豊
18番	溝渕	廣明 (会長職務代理)	16番	小倉	統一
19番	高尾	壽一 (会長)			

欠席委員数 3名

農業委員			農地利用最適化委員		
10番	鎌倉	博之	12番	北岡	利幸
15番	横山	良秀			

事務局

1. 平井元事務局長
2. 横山賢一課長補佐
3. 池田静代副主幹
4. 漆原翔平係長
5. 谷井直人主任主事

事議事内容

議案第1号	令和3年度農業委員会事業実績報告書について
議案第2号	令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
議案第3号	令和4年度農業委員会事業計画（案）について
議案第4号	令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）について

13時30分 開会

- 事務局 それでは定刻となりましたので、令和4年度三木町農業委員会総会を開会致します。開会に当たりまして、高尾会長よりご挨拶をお願いいたします。
- 会長 みなさんこんにちは。今日は総会ということで、三木町農業委員会の昨年度の状況と、今年の方針についての論議と、資料としましては既にお手元にお配りしておりますが活動記録簿の付け方等について、詳しく説明いただきましたと思います。よろしくお祈りいたします。
- 事務局 ありがとうございます。それでは、本総会の出席状況をご報告いたします。農業委員、推進委員合わせて35名中31名の出席となっておりますので、委員出席者の過半数の出席であることから、農業委員会規則第8条の規定によりまして本会が成立しておりますことをご報告いたします。また、新型コロナウイルス感染予防対策にとめない、なるべく短時間での総会とさせていただきたいと思っております。そのため、総会資料等につきましては、要点を絞ってのご説明となりますことをご理解いただきますよう、よろしくお祈りいたします。それでは議事進行につきましては、規則に従い、高尾会長をお願いいたします。よろしくお祈りいたします。
- 会長 はい。それではまず第一に、令和3年度の実績報告について、事務局より報告いたします。
- 事務局 失礼いたします。まずはじめに、資料の確認をお願いいたします。封筒の中にクリップどめしてあります資料が2つ、それからクリアファイルに入っているものが1つございます。1つは議案第1号から第4号、それからもう1つのほうが、資料1から資料4、で、クリアファイルが活動記録簿の付け方となっております。不足のある方はいらっしゃいませんか。それでは議事に移らせていただきます。大変失礼いたしますが、座って説明させていただきます。議案第1号「令和3年度農業委員会事業実績報告」についてでございます。1ページをご覧ください。【事務局、議案第1号を朗読】
- 以上、議案第1号の説明を終わります。続きまして議案第2号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」についてご説明いたします。【事務局、議案第2号を朗読】
- 以上、議案第1号及び2号の説明を終わります。ご審議の程、よろしくお祈りいたします。
- 会長 はい、ありがとうございます。ただいまの議案1号、2号について、何かご質問がございましたら。ご質問ございませんか。
- 委員一同 (質問なし)
- 会長 議案第2号の耕作面積ですが、最新の農業センサスの数字は出ていないのですか。
- 事務局 こちら議案第2号の数字ですが、県から示された数字であり、令和4年4月1日現在での作成のため、前回の農業センサスの数字となっております。
- 会長 それでは耕地面積1400というのもその類の面積ですか。
- 事務局 はい、そのとおりです。
- 会長 さきほどの実績報告の中に農地転用4条5条の数字が出ておりますが、令和3年度の場合には7ha、毎年5haから7haの農地が減ってきているので、実際の耕作面積はこの数字よりは確実に少なくなっているという認識でお願いします。
- 会長 それでは続きまして、三木町農業委員会の事業計画及び議案第4号の「最適化活動の目標の設定等について」提案をお願いします。
- 事務局 それでは、議案第3号についてご説明いたします。【事務局、議案第3号を朗読】
- 続きまして、議案第4号でございます。【事務局、議案第4号を朗読】
- 以上、議案第3号、4号の説明を終わります。ご審議の程よろしくお祈りいたします。
- 会長 ありがとうございます。議案第4号につきましては多くの数字ができましたが、特になにか聞いておきたいことはありますか。
- 杉原委員 活動日数のところで、相談があれば活動報告書に書けというけれど、相談などない。それに相談先は農業委員会だったり農地機構だったりするわけだから。それに貸し手が誰かに貸したいといったとしても、借り手のほうが「こんな狭い土地は借りられない」とかってなるのが現状でなかなか集積は難しいから、それらを考えたら月6日など無理で。
- 小倉委員 活動日が6日以上というのは多くないですか。地元の農業委員・推進委員にとって負担が大きいです。それに農地を集積してまで農業をしようという新規就農者は本当におらん。それに、

- ただでさえ儲かる農業でないところに農業を推進するのは非常に難しい。
- 市原委員 今回の会議の目玉は農地集積と新規参入のように思うが、推進活動と言われても我々は担い手さんの情報を持っているわけではないし、相談は役所に行くので我々には相談には来ないし、大規模の担い手企業に貸したら表ばかり作ることになる。また、シーズン以外は草が生えている状態で見え目は放棄地。これもまた問題だと思う。
- 会長 様々な意見があると思いますが、記録簿については次の活動記録簿の付け方のところで具体的に説明があると思いますので、それを聞くことにして、そちらの方に進みたいと思います。議案第1号から4号までについては、様々な数値がありましたが、これについては概ねこのような形でよろしいですか。
- 委員一同 (特に意見なし)
- 会長 それでは次のステップに進みましょう。それでは「その他」について、説明をお願いします。
- 事務局 はい。それでは「その他」について。ご説明いたします。【事務局、資料1から4を朗読】以上で説明を終わります。
- 会長 みなさん、活動記録簿の内容はいかがでしたか。対面で話し合わなくても電話や、道端での雑談でも構わない。これまでの推進委員の活動の「見える化」を進めるための習慣づくりということですね。
- 岩部委員 農地の集積と言われても、今更な感じがします。これまでも、集積活動はやってきていたことであって、マッチングにしても何件か契約できたけれど、そのうちの何筆かは条件が悪いとかという理由で返されたり、農地を貸したくても「条件が良くないから、その土地は借りられない」ということで断られたりして、今残っている放棄地の大半はどうしようもない土地なんです。なので、これ以上活動してくださいといわれても無理なんです、
- 会長 最近、国が進めている「人・農地プラン」というのがありまして、それが法律となってくることになっていまして、これまでは農地機構が推進してきたんですが、これが町全体で取り組んでプランを作っていくように替わっていくんですね。また、去年から言われているように、我々のこれまでの活動や、農業委員会の取り組みについての「見える化」が中央の方や規制改革会議などで言われておりますので、今までと同じようなことをしていても、それをメモに残したり記録したりすることが求められるようになってきたということなんです。
- 香西委員 これ、面積集積や活動日数なんかは法律として「何日やりなさい」ということが決定したということですか。半年前くらいの農業委員会でも話したんですが、今の農業が全然儲からんのに、若いもん達に農家やれやれとも進められんし、担い手や認定農業者に田んぼを集積したとしても、受け手がどんどん大きくなりすぎて機械が大型化して、小さい農地は機械が入らんからと受けてはもらえんし、親から引き継いで農業しようにも全く儲からんのでは(農業の)し手がおらんから、推進活動やれやれと言われても、そっちが整わんのは活動やできません。その問題を解決したり知恵を出したりするのが事務局や会長や国なんではないですか。
- 貞任委員 今回、活動記録簿が提出されなければ報酬がストップするということでしょうか。ここにいるメンバーを見てください。高齢者ばかりですよ。そういう我々に、あれせこれせと言うのですか。そんなことより、農業が儲かるものにするよう知恵出し合ったり、二毛作や収益の上がる作物の事を話し合ったりしませんか。それにもっと国に意見を出して、農業を守る補償をしてもらいたい。農業が儲からないのに誰が農業をやりますか。
- 川田委員 法律で決まっとるのなら(記録簿を)書いて出すしかありません。でも小さな集落で月6回も何度も何度も話に行くのはいい加減にしてくれと言わざるを得ないと思いますので、やっている活動をなるべく項目に当てはまるような活動として解釈して取り上げてもらいたい。また、農転やマッチングの立会なんかも活動の対象になるんでしょうか。
- 事務局 マッチングは活動の対象になります。農地転用の立会事務は法定事務になりますので対象にはなりません。ならないんですが、農地転用等の法令事務については本来の委員業務となりますので、本給としての報酬の範疇となります。ですので、今回の記録簿には書いていただいても活動日数のカウントにはなりません、報酬がすべて飛んでしまうわけではありません。あくまで、上乘せ部分の報酬が支給できなくなるということになります

会長 色々ご意見はあるとは思いますが、人農地プランが法律化したり、活動の見える化が進められていくので、どのようにやっていったらいいか、今後事務局とも相談しながら、いい方向でできればいいなと思っています。

古市委員 活動記録簿の提出期限がいつなのかお教え願いたいのと、あと、この交付金ですが一人でも達成できない人がいたら全額カットになると前月の定例会でお聞きしたように思いますが、その方向性は変わらないということでよいのか、この2点だけお伺いした。

事務局 1点目のご質問についてですが、提出期限は特に定めてはおりませんが、できればひと月ごとの取り組み活動をご報告いただきたいと思っていますので、1ヶ月から2ヶ月のスパンでご提出いただければと思っています。また、ご提出していただいた際に次月の記録簿をお渡しさせていただきたいと思っています。2点目の交付金の件ですが、活動日数が月5日以下になる委員さんについては、交付金の交付対象から外れる、ということになります。活動がまったくない委員さんがいらっしゃる農業委員会については、交付金の交付が受けられなくなる、ということになります。要は、委員さんみなさまが、等しく活動に取り組む組織に交付する、というのがこの交付金の趣旨でございます。

鈴木委員 もし今月が4回、来月が7回、という活動の日数でも大丈夫ということでしょうか。

事務局 はい、月平均5日、年間60日ですので、その考え方で大丈夫です。

岡田委員 この記録簿の作成はいつから行うのですか。もう5月ですが。

事務局 4月分からになります。農業委員様には4月の定例会で、推進委員様には翌日郵送で早急にご案内させていただいておりますので、4月分からご提出くださるようお願いいたします。

会長 4月からということなので、みなさん思い出しつつ記録簿を作成してください。国からの指導ということなので、どうぞ宜しくお願いいたします。それでは

事務局 それでは、以上で総会を終了いたします。長時間に渡りありがとうございました。

15:29 閉会